

2024年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会

委員 俵 公二郎 (73 期) 委員 佐藤真依子 (75 期)
委員 田中 淳 (76 期) 委員 高橋 尚美 (76 期)

1 外国人支援団体との交流会の実施

2024年12月6日に、当会外国人の権利に関する委員会主催の外国人支援団体との交流会が開催された。全体講演会では、「難民・移民フェス」実行委員の金井真紀氏と当委員会の児玉晃一委員が登壇し、「在留資格のない外国人の実情と支援」をテーマに基調講演を行った。その後、参加者は3つの分科会に分かれ、外国人を取り巻く最新のテーマについて議論を交わした。



2 全体講演会

「在留資格のない外国人の実情と支援 ～難民・移民フェスの活動を中心に～」

(高橋 尚美 委員)

全体講演会では、文筆家・イラストレーターで、「難民・移民フェス」の実行委員でもある金井真紀氏が、自身の活動の原点について語った。金井氏は、ある難民申請者の友人との出会いをきっかけに、難民の置かれた状況の過酷さを知ったという。友人は、母国で民主化運動に参加したことから迫害を受け、日本に逃れてきたものの、難民認定を受けられず、在留資格を失って仮放免状態となった。働くことも社会保険に加入することもできず、周囲の支援なしでは生きていけない立場に置かれ続けていた。金井氏は、支援される側・する側という関係を越えた繋がりを築くべく、その友人から母国語を学び、対等な関係を模索した。そして、彼のような仮放免者らが活躍できる場を作るため、「難民・移民フェス」を立ち上げた。同フェスでは、国籍や在留資格に関係なく、あらゆる人々が共に歌い、食べ、笑いあう。その様子を評して、「欲しい未来を1日だけ先取りするのが難民・移民フェスです」と述べていたのが印象的であった。

次に、長年にわたって入管収容問題に取り組み、「見守りコンシェルジュ」として同フェスにも携わっている児玉晃一委員から、排外主義的な来場者から当事者を守る仕組みについて話があり*1、その後、入管法改定により新たに導入された監理措置制度について解説があった。同委員は、監理措置の申請手続において弁護士が排除されていることや、制度上は退去強制令書発付前であれば被監理者が就労の許可を得ることも可能とされているにもかかわらず、実際には許可要件を満たすことが困難であることなどを指摘した。また、仮放免における身元保証人と異なり、監理措置制度においては、支援者が事実上「監視者」としての役割を担わされることになるという点も問題として挙げた。

3 第1分科会

「外国にルーツを持つ子どもたちの 直面する問題」

(佐藤 真依子 委員)

子どもPTの第1分科会では、「外国にルーツを持つ子どもたちの直面する問題」をテーマに、子どもたちが直面する問題について意見交換及び情報交換を行った。

学習支援を行う参加者からは、学校に通っている子どものなかには言語の問題から授業の内容についていけない子

*1：難民・移民フェスにおける「見守りコンシェルジュ」の詳細は、https://note.com/koichi_kodama/n/n73896b4bbb53 参照

どもが多くおり、学習支援が必要であるとの指摘があった。子どもたちが学校やその他の社会で直面しているマイクロアグレッション*2や差別的言動、いじめの問題についても指摘があった。

国籍・在留資格との関係では、子ども特有の問題として、本来誰もが当然に保障されている義務教育を受ける権利を住民登録がない等の理由で拒否されている子どもや、小中学校の入学手続等の情報が自治体から届かず、就学年齢に達しているにもかかわらず学校に通っていない子どもがいること、仮放免中の子どもが高校・専門学校への入学を拒否されるケースがあること等が指摘された。

支援者との意見交換を通じ、外国にルーツを持つ子どもたちが直面している問題や支援者が感じている課題を知ることができた。参加者が互いの活動について知り、人脈形成につながるような意義深い機会となった。

4 第2分科会 「監理措置について」

(俵 公二郎 委員)

入管収容PTの第2分科会の意見・情報交換会では、監理措置に関する現状や課題について、支援者および弁護士から報告が行われた。

まず、茨城県牛久市の東日本入国管理センターでは、2024年11月に監理措置決定を受けた人が6人程度いることが報告された。また、東京出入国在留管理局においては、監理措置決定が申請後7か月以上放置されているケースや、そもそも申請を受け付けてもらえなかった事例が複数件あることが指摘された。申請が受け付けられなかったケースでは、逃亡や不法就労のおそれが問題とされた。

次に、仮放免者に対して、入管職員が監理措置を勧めている場面が多数目撃されていることが報告された。英語表記の「スポンサー」という用語が誤解を招いているという懸念も共有された。また、「監理措置で働けるんですね？」というやり取りが入管窓口で頻繁に見られる一方で、実際には監理人が見つからないという問題がある。多くの支援団体では、仮放免の継続を基本方針とし、支援者自身が

監理措置を推奨することは避けるという理解をしていることが共有された。

また、仮放免の条件として、①就労禁止、②監理措置の申請が課され、監理人候補者が見つからないまま2週間後に出頭し、再収容されたケースも報告された。監理措置に移行した場合でも、監理人が生活支援を提供していない事例が確認されており、監理措置そのものの有効性や実効性に疑問が投げかけられた。

結論として、監理措置下で現に働いている人の具体的な報告はなく、仮放免者が監理措置に移行することのメリットが明確でないことが確認された。

5 第3分科会 「人種差別の現状と活動経験交流」

(田中 淳 委員)

人種差別撤廃PTの第3分科会では、埼玉県川口市、蕨市を中心に在住するクルド人に対するヘイトスピーチ、ヘイトデモの問題について意見交換がなされた。

ヘイトデモへの参加者だけでなく、デモに対するカウンター（対抗）行動やクルド人も迷惑であるという感覚が一部の住民側に見られるという点で、従来の差別事例と比べ、事態が深刻だという指摘があった。クルド人は、国家を持たず、日本語も比較的不得手であり、日本国内でクルド人の権利利益を保護するための団体が少ないなど、他の外国人と比べても一層脆弱な立場にある。政治家やメディアまでもが差別を黙認し、助長させている。

近時行われたヘイト行為差止めの仮処分申立て、その仮処分決定の達成点と限界が分析されたが、限界を克服するには、包括的な差別禁止条例を制定する必要がある、既に制定されている各自治体の条例を参考とすべきであることを参加者は共有した。それとともに、条例制定に地方自治体が消極的なのはなぜか、いかなる働きかけが必要かということについても討議された。

参加者は、分科会を通じて、クルド人差別問題の切迫性、被害の重大性についての認識を深め、対処するための方策についても引き続き探求することとした。

* 2：ありふれた日常の中にあるちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教を軽視したり侮辱したりするような、敵意ある否定的な表現のこと（デラルド・ウィン・スー著、マイクロアグレッション研究会訳「日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション——人種、ジェンダー、性的指向：マイノリティに向けられる無意識の差別」34頁（明石書店））。